富山県ゆずりあいパーキング (障害者等用駐車場)利用証制度

富山県では、障害者等用駐車場の円滑な優先利用を促進するため、令和2年4月1日から「富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度」を実施しています。

制度の概要

▶ 富山県ゆずりあいパーキング (障害者等用駐車場)利用証制度とは

歩行の困難な方が障害者等用駐車場を円滑に 優先利用できるように、公共施設や商業施設に 協力駐車区画を設置・表示していただきます。 また、その区画の優先利用の対象となる方を示 す利用証を、県が交付します。

制度の協力駐車区画を利用する際に、車内に利用証を掲示していただくことで、誰もが適正利用を確認できる制度です。

[利用証の交付対象者] ※詳しくは裏面をご覧下さい。 障害のある方、要介護者、難病患者、

妊産婦、けが人など、歩行が困難な方で、

一定の要件を満たす方が対象です。

※妊産婦、けが人などは有効期限があります。



▼車椅子使用者以外の方

協力施設

協力の届出

案内表示等の送付

【利用証の 使用方法】 ルームミラー に利用証をか けて、車外か ら見えるよう に掲示します。

申請

利用証の交付

協力駐車区画の

利用

利用者

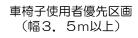
県・市町村

◀利用証

[協力駐車区画表示の種類]



▼車椅子使用者





区画を利用することができます

右の表示がある







障害者等用区画

※幅広区画の利用が必要な状態のときは、 車椅子を使用しない方も利用できます。

利用証の交付対象でない方も、本制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

▶ 対象範囲

	区分			交付対象者		確認書類	有効期限
	視覚障害				1級~4級の方		
	聴覚または聴覚障害		1級~3級の方				
	平衡機能の障害 平衡機能障害		1級~5級の方				
	上肢		1級または2級の方				
身体障害者	肢	体不自由	下肢]	1級~6級の方	1	
			体幹		1級~5級の方	1	
		脳原性運動	上肢機能	身体障害者手帳	1級または2級の方	身体障害者手帳	
		機能障害	移動機能		1級~6級の方		
	2. 時機能陪审		≯ 件任有了W	1級~4級の方	万仲伴百伯丁収	無期限	
	腎臓機能障害			1級~4級の方			
	呼吸器機能障害			1級~4級の方			
	ぼうこうまたは直腸の機能障害			1級~4級の方			
	小腸機能障害			1級~4級の方			
	肝臓機能障害			1級~4級の方			
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能 障害			1級~4級の方			
知的障害者				療育手帳所持者で障害程度欄がAの方		療育手帳	-
精神障害者				精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方		精神障害者保健福祉手帳	-
難病患者				特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者		受給者証	
				高齢者等 (40~64歳の要介護認定者を含む)			
妊産婦				母子健康手帳を取得してから産後1年までの方 多胎の場合、母子健康手帳を取得してから産後3 年までの方		母子健康手帳 多胎については、多胎児の人 数分の母子健康手帳	母子健康手帳の取得から出 産(分娩予定日)後1年の間 多胎の場合、母子健康手帳 の取得から出産(分娩予定 日)後3年の間
その他けが人または病気等の者				けがまたは病気等により歩行が困難であることが 診断書等により確認できる方		医師の診断書	医師の診断書等による必要 期間以内 (1年以内)

▶ 申請方法

- 窓口での申請:お住いの市町村窓口(詳しくは県のHPをご覧下さい。) 【必要な書類等】交付申請書(各窓口でもお渡しします) 確認書類(上の表の「確認書類」欄をご覧下さい)
- 郵送での申請: 県厚生企画課(下記の住所に郵送して下さい。)
 【必要な書類等】交付申請書(県のHPでダウンロード可能)、<u>返信用切手140円分、</u>
 確認書類の写し 氏名、住所、障害等の状況が記載されている部分の写しが漏れなく
 必要です。※詳しくは、交付申請書の裏面をご覧下さい。

富山県厚生部厚生企画課 地域共生福祉係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 【お問い合わせ・郵送先】電話 076-444-3197 / FAX076-444-3491 E-mail akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp

富山県ゆずりあいパーキング



